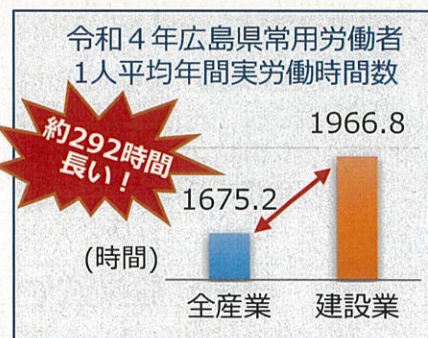


労働時間規制を踏まえた適正な工期設定をお願いします

2019年に公布された働き方改革関連法により改正された労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、① 2024年（令和6年）4月から時間外労働の上限、② 2023年（令和5年）4月から残業の割増賃金率の引上げ が罰則付きで適用されます。

建設業は、他の業種に比べて労働時間が長く、長時間労働の抑制が急務となっております、民間発注者の理解と協力が不可欠となっております。

建設業も他業種同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を抑制するための対応について、**発注事業者の経営トップ自らが認識し、改正労働基準法の内容に即した適正な工期設定等へのご協力をお願いします。**



改正のポイント1

上限時間を超える場合、それ以上働けません

2024年（令和6年）4月1日から

※他の業種と同様

建設業も、他業種と同様、時間外労働は**原則月45時間、年360時間**となります。

臨時的な特別の事情（36協定の特別条項）があっても、**次の上限を超えるものは禁止**となります。〔注〕災害時の復旧・復興の事業等について例外あり（裏面参照）

- ① 1年間の時間外労働 **720時間以内**
- ② 1か月の時間外労働と休日労働の合計 **100時間未満**
- ③ 複数月の時間外労働と休日労働の合計 **月平均80時間以内**

※「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」すべてが80時間以内

- ④ 時間外労働が**月45時間を超えるのは、年6回まで**

改正のポイント2

長時間労働のコストが増加しました

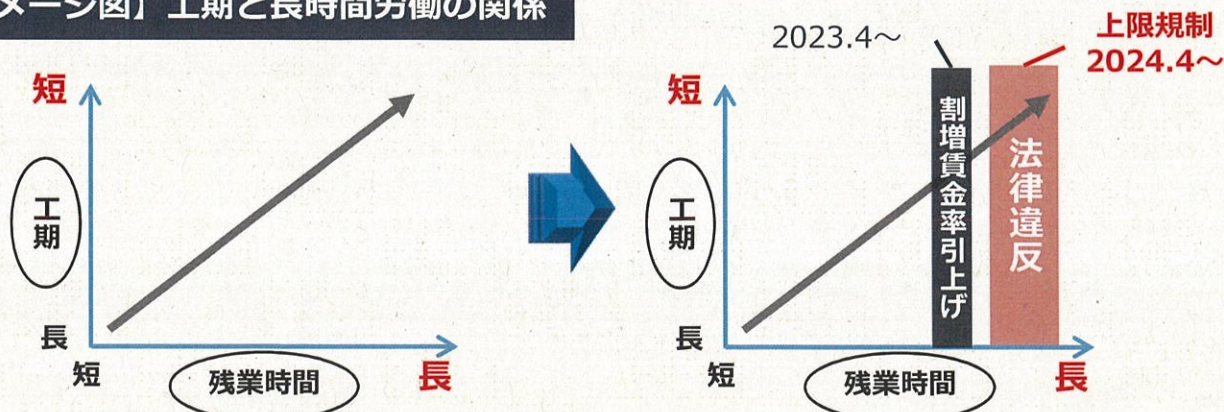
※他の業種と同様

2023年（令和5年）4月1日から

中小企業の**月60時間超の時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。**

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25→50%

【イメージ図】工期と長時間労働の関係



※工期は施工環境・施工技術・労働者数等の様々な要素を受けるが、それらが一定とした場合のイメージ図

対応のポイント1 経営トップが法改正の趣旨・内容を理解しましょう

対応のポイント2 適正な工期を設定しましょう

たとえ発注者と受注者で工期を合意・契約していても、労働基準法の定める上限時間を超えて作業を行うことはできません（**上限規制違反の工事は法律で禁止!**）

対応のポイント3 適切に契約変更（工期変更）しましょう

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受注者とともに遅れの原因を明らかにし、その原因を特定（発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもの）した上で、発注者・受注者間で協議して必要に応じて契約を変更しましょう。

改正建設業法や工期に関する基準

働き方改革関連法と同時期に建設業法が改正され、国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、**勧告**を行うことができ、従わない場合はその旨**公表**できることになりました。

また、発注者と受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項をまとめた「建設工事の工期に関する基準」が策定されました。

リーフレット

工期に関する基準



❌「下請たたき」は**禁止**されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、国土交通省への取次も行っています。



※「注文者」には、元請負人、下請に出している下請負人、発注者が含まれます。

公共工事発注機関などの方へ（上限規制の例外）

建設業は、労働時間の上限規制について、次の例外があります。ただし、いずれの場合も、残業時間に割増賃金の支払いが必要です。

① 災害時における復旧・復興の事業（労働基準法第139条）

※当面の間、単月100時間未満と複数月平均80時間未満の上限が適用されません。ただし、年720時間以内、月45時間超は年6回までの上限は適用されます。

② 人命・公益の保護のため、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労働基準法第33条）

※労働基準監督署長の事前許可の申請又は事後の届出が必要
※受注者である建設事業者が申請等を行うに当たって、発注者は、事業の公益目的や臨時の必要性などを受注者へ示しましょう。

詳しい情報は
こちら

厚生労働省HP

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務



パンフレットやQ&A
など各種資料を掲載

この資料内容のお問合せは、広島労働局監督課または各労働基準監督署へ

(2023年7月作成)